

令和6年度 第9回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年12月20日（金） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎6階 B602会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長） 1番 松本 俊治

（委員） 2番 前田 豊

3番 松本 強

4番 中松 良友

5番 高田 敏治

6番 古塚 雅章

7番 木下 勝博

8番 亥野 祐一

9番 芝辻 直和

10番 奥村 幸弘

11番 大前 有三

12番 光岡 大介

14番 庄治 郁夫

【事務局】

（事務局長）守屋 貴幸 （主査）松谷 卓人 （主査）辻 のどか（主査）増尾 尚之

（産業文化総括室長）三村 嘉伸

4. 欠席者：1名

5 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第16号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件〈審議結果：承認〉

【議案第17号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者
証明書交付の件 〈審議結果：承認〉

【議案第18号】 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基
づく承認の件 〈審議結果：承認〉

【報告第31号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第32号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第33号】 農地法第4条の規定による届出の取下げの件

【報告第34号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は 13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、7番 木下委員 と 10番 奥村委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第16号について説明いたします。

【議案書朗読】

番号1について説明します。申請農地は資料のとおりです。次に資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第3条第2項の第1号から第6号までのいずれかに該当する場合は、申請を許可できないため、各号それぞれの判断理由をお示しするものです。

---資料朗読---

本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

続きまして、番号2について説明します。申請農地は資料のとおりです。次に、資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。

---資料朗読---

本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

続きまして、番号3について説明します。申請農地は資料のとおりです。

次に、資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。

---資料朗読---

本資料のとおり、今回の賃借人は農地法第3条第2項第2号には該当するため、資料「農地法第3条第3項各号の判断基準」のすべてに合致する必要があります。

---資料朗読---

本資料のとおり、農地法第3条第3項各号にすべて合致するため、許可要件を満たすと考えております。

以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

まず議案第16号 番号1について高田委員、お願いします。

高田委員 議案第16号 番号1について説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。
譲受人は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、
また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、番号2、番号3について亥野委員、説明をお願いします。

亥野委員 まず、議案第16号 番号2について説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。
譲受人は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、ま
た農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。
続きまして、議案第16号 番号3について説明いたします。
申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま賃借するものです。
賃借人は一般法人ですが、申請農地には農業経験者を配置する予定で、常時1人以上が耕作
の事業に従事する等の条件も満たしています。また、耕作に必要な機械も持っておられ、許
可されても問題はないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許
可することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第16号につきましては、許可することとします。
続きまして、議案第17号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主た
る従事者証明書交付の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号について説明いたします。
【議案書朗読】
生産緑地として指定されております本申請地の農業の主たる従事者が、死亡により農業に従事
することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑
地法第10条の規定に基づき、農業委員会に対し、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に
該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。
以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
奥村委員、お願いします。

奥村委員 議案第17号についてご説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
この農地は、耕作地として適正に管理されています。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第17号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第17号につきましては、交付することとします。
続きまして、議案第18号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号について説明いたします。
【議案書朗読】
それでは、資料「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号判断基準」をご覧ください。
--- 資料朗読 ---
このとおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号に該当するため、許可要件を全て満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明となりますが、本日、松本彌生委員が欠席のため、松本彌生委員からの意見を事務局に代読してもらいます。
では、事務局、お願いします。

事務局 議案第18号について説明いたします。
申請農地については、配布の地図のとおりです。
市民農園の開設については、この農地は適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであり、特に問題はないと考えます。
以上で、説明を終わります。

議長 説明は終わりました。
本件に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第18号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づく承認の件」につきましては、承認することにして、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第18号につきましては、承認することとします。
これより報告案件に入ります。
まず、報告第31号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第31号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第32号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」
を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第32号について説明いたします。
【議案書朗読】
なお、番号4については、報告第33号「農地法第4条の規定による届出の取下げの件」に
関連しますので、まとめて報告します。番号4は本来農地法第5条で届出するべきところを
誤って農地法第4条第1項第7号の規定による届出を行ってしまったため、一旦農地法第4
条の規定による届出書の取下願を受理したうえで、あらためて農地法第5条第1項第6号
の規定に基づく届出を行ったものです。
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長
専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第34号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を
報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第34号について説明いたします。
【議案書朗読】
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により
証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
